

資料9 諸外国における土壌汚染対策制度の概要

諸外国における土壌汚染対策制度の概要

	米 国	ドイツ	オランダ
法律の名称等	包括的環境対処・補償・責任法(CERCLA いわゆるスーパーファンド法) 1980年制定	連邦土壌保護法 1998年制定	暫定土壌浄化法 1982年制定 土壌保全法と併せて土壌保護法に 1994年改正
法律の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質による汚染地調査の結果、危険度が数値評価され、一定の値を超えれば修復措置の対象地として登録・公表される。</li> <li>・修復措置が済めば登録から抹消される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染の疑いのある土地を州政府が土地履歴等により登録し、関係者に調査を命じる。</li> <li>・調査の結果、汚染の程度により(リスク評価)、修復(管理・浄化措置)を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・州政府が汚染の可能性のある土地のリストを作成し、関係者に調査を命じる。</li> <li>・調査の結果、浄化の緊急性がある場合、関係者に浄化を命令する。</li> </ul>
特 徴 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任当事者の範囲が広範。(潜在的責任者：過去も含めた、所有者、発生者、輸送者 等)</li> <li>浄化責任の訴訟が頻発し、浄化が進まない。</li> <li>・浄化目標が当事者間の合意となっている。</li> <li>・汚染修復を責任当事者が実施できないなど汚染者負担の原則が適用できない場合は基金の使用が可能。(基金は85億ドルあったが、将来枯渇の予想。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修復責任者は、過去も含めた、原因者、所有者、関連企業の代表者。</li> <li>・浄化目標等の基準値が土地利用状況に応じて数値化。</li> <li>・調査命令で調査の結果、汚染が見つからなかった場合は、行政が費用を負担。</li> <li>・有害な土地改変の予防命令が発動できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査・浄化の関係者は、過去も含めた、汚染者、所有者、土地使用者。ただし、企業と国との和解、協定により公共実施もある。</li> <li>・調査・浄化は、当初行政が実施していたが、原因者が浄化するよう法改正を行う。</li> <li>・新しい(1987年以降)サイトは原則完全浄化、古いサイトは可能な限り浄化。</li> </ul>
備 考	有害物質には石油は除かれている。	土壌汚染とは、土壌機能を侵害する土壌改変と、汚染跡地(廃棄物埋立跡地、工場敷地跡地)	土地登記に汚染の有無を記載。

(土壌環境保全対策の制度の在り方に関する検討会第3回資料を基に大阪府が整理)